

一、最新中国法令

● 中国人民银行等 7 部门关于金融支持新型工业化的指导意见

【发布单位】中国人民银行等 7 部门

【发布文号】银发〔2025〕158 号

【发布日期】2025-08-05

【内容提要】该意见提出优化金融政策工具，支持关键技术和产品攻关，推动产业转型升级，发展科技金融、绿色金融、数字金融等，推动产业链金融服务模式创新。其中包括：

- 引导银行为集成电路、工业母机、医疗装备、服务器、仪器仪表、基础软件、工业软件、先进材料等制造业重点产业链技术和产品攻关提供中长期融资。
- 加大对首台（套）重大技术装备、首批次新材料、首版次软件和专精特新中小企业、高新技术企业、独角兽企业、重点产业链供应链企业新产品推广应用的支持力度。
- 支持新一代信息技术、基础软件和工业软件、智能（网联）汽车、新能源、新材料、高端装备、时空信息、商业航天、生物医药、网络和数据安全等新兴产业符合条件的企业在多层次资本市场融资。
- 推动金融机构加大对环保、节能、节水、清洁生产、资源综合利用、绿色制造、低碳等领域的投入。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://wap.miit.gov.cn/jgsj/cws/wjfb/art/2025/art35f4260eba804ba0a0c10004d3149dbe.html>

● 最高人民法院关于贯彻落实《中华人民共和国民营经济促进法》的指导意见

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2025〕15 号

【发布日期】2025-08-08

【内容提要】该意见从平等保护、引导规范经营、严格公正司法、健全公正司法体制机

一、最新中国法令

● 新たな産業創出に向けた金融支援に関する中国人民銀行など 7 部門による指導意見

【発布機関】中国人民銀行など 7 部門

【発布番号】銀発〔2025〕158 号

【発布日】2025-08-05

【概要】本指導意見は、コア技術と製品の研究開発支援強化、及び産業の構造転換・高度化推進の観点から、金融政策ツールを最適化し、科学技術分野に対する金融支援、グリーン金融、デジタル金融などを発展普及させ、斬新的な融資形態（サプライチェーンファイナンス）を推進するための施策を打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

- 集積回路、産業機械、医療設備、サーバー、計測機器、基盤ソフトウェア、産業用ソフトウェア、先端素材などの製造業のサプライチェーンにおける主力技術及び製品に対する中長期融資サービスの提供を銀行に要請する。
- 1 台目（セット）の重大技術設備、一番最初のロットの新素材、初版のソフトウェア、並びに「専精特新」中小企業、ハイテク企業、ユニコーン企業、サプライチェーンにおける主力企業の新製品の普及・利活用促進に対する支援を拡充する。
- 次世代情報技術、基盤ソフトウェア及び産業用ソフトウェア、インテリジェント・コネクテッド・ビークル、新エネルギー、新素材、ハイエンド設備、時空情報、商業宇宙飛行、バイオ医薬、ネットワーク及びデータセキュリティなどの新興産業に属し、条件を満たす企業が多層的資本市場から資金調達を行うことを推奨する。
- 環境保護、省エネ、節水、クリーン生産、資源総合利用、グリーン製造、低炭素などの分野向けの金融サービス提供に注力するよう金融機関に呼び掛ける。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://wap.miit.gov.cn/jgsj/cws/wjfb/art/2025/art35f4260eba804ba0a0c10004d3149dbe.html>

● 「中華人民共和國民間經濟促進法」の実施貫徹に関する最高人民法院による指導意見

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発〔2025〕15 号

【発布日】2025-08-08

【概要】本指導意見において、平等保護、経営適正化、厳格かつ公正な司法の確保、公正

制等四方面提出 25 条措施。其中包括：

な司法体制の健全化など4つの面から、25項目の措置を打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

严格落实“非禁即入”政策
<ul style="list-style-type: none">落实全国统一的市场准入负面清单制度。在涉及建设工程、房地产、矿产资源以及水、电、气、热力等民商事案件审理中，准确把握自然垄断行业、服务业等市场准入放宽对合同效力的影响。
促进解决拖欠民营经济组织账款问题
<ul style="list-style-type: none">严格落实民营经济促进法关于账款支付刚性条款、《保障中小企业款项支付条例》以及《关于大型企业与中小型企业约定以第三方支付款项为付款前提条款效力问题的批复》等有关规定，依法保障民营经济组织特别是中小企业账款获得及时支付。

「禁止されていないならば、市場参入を認める」政策を厳格に実施する
<ul style="list-style-type: none">全国統一の市場参入ネガティブリスト制度を着実に実施する。建設工事、不動産、鉱物資源及び水道、電気、ガス、熱供給などに関する民商事案件の審理において、自然独占業種、サービス業などの市場参入規制緩和の契約効力に対する影響を正しく把握する。
民間経済組織に対する代金支払い遅延問題の早期解決のための取り組み
<ul style="list-style-type: none">民間経済促進法における代金支払いに関する強行規定、「中小企業に対する代金支払保障条例」及び「大企業と中小企業間において、支払いは、第三者の支払いを前提とすることを定めた条項効力に関する回答」などの規定を厳格に実施し、民間経済組織、とりわけ中小企業に対する代金が遅滞なく支払われることを法的に保障する。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/473191.html>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/473191.html>

● 上海市人力资源和社会保障局关于调整本市最低工资标准的通知

● 上海市の最低賃金調整に関する上海市人的資源及び社会保障局による通知

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局
【发布文号】沪人社规〔2025〕10号
【发布日期】2025-07-14
【内容提要】从2025年07月01日起，月最低工资标准从2690元调整到2740元。小时最低工资标准从24元调整为25元。
【法令全文】请点击以下网址查看：
https://rsj.sh.gov.cn/tqzfl_17732/20250714/t0035_1434097.html

【発布機関】上海市人的資源及び社会保障局
【発布番号】滬人社規〔2025〕10号
【発布日】2025-07-14
【概要】2025年7月1日から、月給については、最低賃金を2690元から2740元に調整する。時間給については、最低賃金を24元から25元に調整する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://rsj.sh.gov.cn/tqzfl_17732/20250714/t0035_1434097.html

● 上海市人力资源和社会保障局等5部门关于实施女职工产假及生育假期间用人单位社会保险补贴有关事项的通知

● 女性従業員の産休及び生育休暇に対する雇者の社会保険助成金に関する上海市人的資源及び社会保障局など5部門による通知

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局等5部门
【发布文号】沪人社规〔2025〕14号
【发布日期】2025-08-08
【实施日期】2025-07-18~2030-07-17
【内容提要】2025年01月01日起，女职工在在职期间生育子女，上海市用人单位为其落实本市产假及生育假政策，并在产假及生育假期间为其缴纳社会保险费的，可享受社会保险补贴。

【発布機関】上海市人的資源及び社会保障局等5部門
【発布番号】滬人社規〔2025〕14号
【発布日】2025-08-08
【実施日】2025-07-18~2030-07-17
【概要】2025年1月1日以降、女性従業員が在職期間に出産し、上海市の雇者が当該女性従業員に対して上海市の産休及び生育休暇政策通りの対応を行い、且つその出産休暇及び生育休暇期間において、当該従業員の社会保険料を納付している場合、社会保険助成金を受け取ることができる。

- 补贴标准为产假及生育假期间，女职工社会保险的单位实际缴纳部分的 50%，从女职工生育当月起补贴 6 个月。
- 用人单位应在女职工产假及生育假结束后 1 年内向所在区人力资源社会保障部门提出申请。
- 涉及被派遣劳动者的，由劳务派遣单位申请，然后全额拨付给实际提供岗位并承担工资和社会保险费的用工单位。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://rsj.sh.gov.cn/tjypx_17728/20250808/t0035_1434756.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [最高法发布第二批涉外商事海事调解典型案例](#)

日前，最高人民法院发布[第二批涉外商事海事调解典型案例](#)（共六件）。案由涉及海上货物运输合同纠纷、船舶碰撞损害责任纠纷、买卖合同纠纷、清算责任纠纷。

（里兆律师事务所 2025 年 08 月 08 日编写）

三、里兆解读

- [聚焦反法修订之商业贿赂监管新动态（连载之二/共二篇）](#)

在第 931 期《里兆法律资讯》中，我们从“回应商业贿赂对象争议，重申权钱交易本质”、“明确受贿处罚责任，行贿受贿一起抓”角度进行了解读，接下来我们继续分析“提高处罚上限，引入阶梯罚则”、“建立双罚制度，明确经营者的个人责任”和“建立长臂管辖机制，强化跨境监管”等内容。

- 当該女性従業員の産休及び生育休暇期間において、雇用者が実際に納付した金額の 50%を当該助成金として、女性従業員の出産した月から 6 カ月間、当該雇用者に支給する。
- 雇用者は、女性従業員の産休及び生育休暇終了後 1 年以内に、所在する区の人的資源社会保障部門に申請を提出しなければならない。
- 派遣労働者であれば、劳务派遣業者が申請してから、全額を「実際に職位を提供し、且つ賃金及び社会保険料を負担した派遣先企業」に支払う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://rsj.sh.gov.cn/tjypx_17728/20250808/t0035_1434756.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [最高人民法院が、涉外商事海事調停の代表的な判例（第二弾）を公表した](#)

先頃、最高人民法院が、[涉外商事海事調停の代表的な判例（第二弾）](#)（計 6 件）を公表した（海上貨物輸送契約紛争、船舶衝突損害責任紛争、売買契約紛争、清算責任紛争が含まれる）。

（里兆法律事務所が、2025 年 8 月 8 日付で作成）

三、里兆解説

- [商業賄賂規制の新動向不正競争防止法改正に焦点を当てる（連載その二、全二回）](#)

第 931 期「里兆法律情報」において、『商業賄賂の対象者』についての論争に答え、『権力と金銭の取引』の本質に改めて言明した、「収賄の処罰責任を明確にし、贈収賄ともに処罰する」としてについて解説している。以下では引き続き、「処罰の上限を引き上げ、階段的罰則を導入した」、「両罰制度を確立し、事業者の個人責任を明確にした」及び「ロング・アーム管轄メカニズムを確立し、越境監督管理を強化した」などの内容について解説する。

三、提高处罚上限，引入阶梯罚则

关于处罚标准，在“2025 反法”中出现了以下 2 处结构性的调整。

- 最高额的处罚标准，由“三百万元”，调整到“五百万”；
- 原先统一设定上限三百万元的罚款，改为按情节轻重分档，分别设定了“十万至一百万”和“一百万至五百万”的阶梯式罚则。

根据我们对以往商业贿赂行政处罚案例的检索发现，实践中罚款金额多集中在十万元至三十万元之间；部分案件罚款金额超过五十万元；少数案件罚款金额才会达到一百万元以上（有些处罚会超过二百万）。

结合“2025 反法”的上述调整内容，我们认为：这一方面体现了立法机关对商业贿赂行为的高度重视与从严规制的决心，对于情节严重的案件，处罚金额甚至可以突破“三百万元”，这会加重违反相关方的经济上的风险成本；另外一方面，这也增强了执法机关的弹性裁量空间，有助于执法机关根据贿赂行为的具体情节、影响范围及主观恶性⁷等作出更具针对性的处罚，这样也有助于将部分案件的处罚金额控制在“一百万元”以内，这个也契合目前国家提倡的行政处罚要“过罚相当”、“宽严相济”的方针。

四、建立双罚制度，明确经营者的个人责任

“2025 反法”将“单罚制”（仅处罚经营者）转变为“双罚制”（同时还处罚经营者的法定代表人、主要负责人和直接责任人员），且规定对负有责任的个人最高可处以 100 万元的罚款；该修订显然企业高管等相关个人，提出了更为严格的合规要求。

另外，在该修订内容中，我们认为如下两个问题也值得进一步关注。

- 法定代表人是不是必然承担个人责任？
- 具体什么情况下，企业高管等容易被认定承担个人责任？

对于前者，首先我们理解，法定代表人并不必然承担个人责任。行政处罚应参照适用刑法上“罪责刑相适应”的原则，不能认为法人的行为的法律后果，都应不加区分地由法定代表人予以承担。特别是在层级较多的大型企业中，法定代表人对于公司日常的一些具体的经营行为，不论从职责范围、主观认知及实际工作中，都可能并不完全知晓且未参与；如果仅因是公司的法定代表人，即要求其为公司的一切违法行为承担个人责任，则可能有悖于

三、处罚上限を引き上げ、階段的罰則を導入した

処罰基準については、「2025 年競争法」では以下の 2 つの構造的な調整がなされた。

- 処罰基準の最高額が、「三百万元」から「五百万元」へと調整された。
- 元々上限を三百万元として一律に設定されていた罰金が、情状の軽重に応じてランクを分け、「十万から百万」と「百万から五百万」という階段的罰則を設定した。

過去の商業賄賂行政処罰事例を検索すると、実務において罰金額は十万元から三十万元の間に集中しており、一部事例の罰金額は五十万元を超え、少数ではあるが罰金額が百万元以上に達した事例もある（二百万元を超えた処罰も一部ある）。

「2025 年競争法」の上記の調整内容を踏まえると、これは立法機関が商業賄賂行為を高度に重視し、厳格な規制を行うという決意を示しており、情状の深刻な案件に対しては、処罰金額は「三百万元」を突破することも可能となり、違法行為に関わった当事者の経済面のリスクコストを引き上げるが、同時に、これは法執行機関の弾力的な裁量の余地を増やし、法執行機関が賄賂行為の具体的な情状、影響範囲及び主観的悪意の度合い⁷などにに基づき、よりの確な処罰を行ううえで役立ち、一部の案件の処罰金額を「百万元」以内に抑えるうえで役立ち、現在国家が提唱している行政処罰の「罪刑均衡」、「裁量的情状主義」の方針にも適合している。

四、両罰制度を確立し、事業者の個人責任を明確にした

「2025 年競争法」は、「単罰制」（事業者のみ処罰）を「両罰制」（事業者の法定代表者、主要責任者、直接責任者を同時に処罰）へと改め、且つ責任のある個人に対しては最高 100 万元の罰金を科すことができると定めた。これによって、企業の高級管理職者などの個人に対しより厳格なコンプライアンス要求が打ち出されたのは明らかである。

また、本改正内容においては、以下の 2 つの問題も一層注目する価値があると考えられる。

- 法定代表者は必ず個人責任を負うかどうか。
- 具体的にどのような場合に、企業の高級管理職者などが個人責任を負うと認定されやすいか。

前者については、まず、法定代表者が必ずしも個人責任を負うわけではないと考えられる。行政処罰は、刑法上の「罪責任と刑罰均衡」の原則に準じていなければならず、法人の行為の法的結果がいずれも区別されることなくすべて法定代表者が負うと考えるべきではない。とりわけ多くの階層に分けられる大型企業において、法定代表者は会社の一部の具体的な日常経営行為について、職責の範囲、主観的な認識、実際の業務のいずれを問わず、すべて完全に把握しているわけではなく、且つ

⁷ 常见的考虑因素有行/受贿的金额、持续时间、次数、社会负面影响（例如，是否引发媒体或者相关部门关注等）、主观恶性（例如，受贿方主动索贿，通常认定为行贿方主观恶性较小）。

⁷ 一般的な考慮要素は、贈賄/収賄の金額、継続時間、回数、社会的なマイナス影響（例えば、メディア又は関連部門の注目を引くかどうかなど）、主観的な悪性（例えば、収賄側が積極的に賄賂を要求する場合、通常は贈賄側の主観的な悪性が小さいと認定される）がある。

“罪责刑相适应”的原则，也将使得法定代表人承担了不合理的风险。

对于后者，我们理解可以参考《全国法院审理金融犯罪案件工作座谈会纪要》中的相关定义，具体而言：

- 直接负责的主管人员，是在单位实施的犯罪中起决定、批准、授意、纵容、指挥等作用的人员，一般是单位的主管负责人，包括法定代表人……；
- 对单位犯罪中的直接负责的主管人员和其他直接责任人员，应根据其在单位犯罪中的地位、作用和犯罪情节，分别处以相应的刑罚……。

即，对于高管等在何种程度上应被认定为“负有个人责任”，应当建立在高管等对于单位违法行为的决策、审批以及执行过程中的主观知晓程度、以及实际的参与程度等综合进行判定。当然，考虑到对于刑事犯罪的认定与对于行政违法的认定可能存在一定的差异，因此该条款的具体适用标准，需待进一步关注后续执法机关的态度和动向等。

五、建立长臂管辖机制，强化跨境监管

“2025 反法”新增第四十条，具体内容如下：

- 在中华人民共和国境外实施的本法规定的不正当竞争行为，扰乱境内市场竞争秩序，或者损害境内经营者合法权益的，依照本法以及有关法律的规定处理

立法者引入此条内容，我们认为旨在弥补法律对境外不正当竞争行为管辖的空白，有利于保护中国境内市场秩序和经营者、消费者的合法权益，可以更好的应对全球化背景下日益复杂的跨国不正当竞争行为。该内容自然也包括了“商业贿赂”的执法情形，可以视为“中国式的长臂管辖原则”。

事实上，2022 年最高人民法院发布的关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释中第二十七条，首次对于不正当竞争行为的长臂管辖进行了规定，具体内容如下：

- 被诉不正当竞争行为发生在中华人民共和国领域外，但侵权结果发生在中华人民共和国领域内，当事人主张由该侵权结果发生地人民法院管辖的，人民法院应予支持。

参与していない可能性もある。会社の法定代表者であるからというそれだけの理由で、会社のすべての違法行為に対し個人責任を負うよう求めるのは、「罪責任と刑罰均衡」の原則に反するおそれがあり、法定代表者に理不尽なリスクを負わせることにもなる。

後者については、「全国法院金融犯罪事件審理作業座談会概要」における係る定義を参考にすることができ、具体的には、以下の通りである。

- 直接責任を負う主管者は、組織が実施する犯罪の中で決定、承認、意思供与、黙認、指揮などの役割を果たす者であり、一般的には組織の主管責任者であり、法定代表者を含む……
- 組織犯罪において直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、組織犯罪における地位、役割及び犯罪の情状に応じて、それぞれ相応の刑罰を科すべきである……

即ち、高級管理職者などがどの程度「個人責任を負う」と認定されるべきかについては、高級管理職者などの組織の違法行為に対する意思決定、審査許可及び実行過程における主観的な認識の度合い、及び実際の参加の度合いなどに基づき総合的に判定していかなければならない。当然ながら、刑事犯罪の認定と行政違法の認定には一定の差異がある可能性を考慮すると、本条項の具体的な適用基準については、今後の法執行機関の態度と動向等にさらに注意を払う必要がある。

五、ロング・アーム管轄メカニズムを確立し、越境監督管理を強化した

「2025 年競争法」は、第 40 条を新たに追加しており、具体的な内容は以下の通りである。

- 中華人民共和国国外で実施された本法に定められた不正競争行為が、国内市場の競争秩序を乱し、又は国内事業者の合法的權益を損なった場合、本法及び関連法律の規定に基づいて取扱う

立法者が本内容を導入する目的は、国外の不正競争行為に対する法律の管轄の空白を補うことであり、中国国内の市場秩序と事業者、消費者の合法的權益を保護することに有利であり、グローバル化の背景の下でますます複雑になっている越境不正競争行為によりよく対応することができると考えている。本内容には当然、「商業賄賂」の法執行状況も含まれており、「中国式ロングアーム管轄原則」と見なすことができる。

実際に、2022 年に最高人民法院が公布した「中華人民共和国不正競争防止法」の適用に関するいくつかの問題についての解釈の第 27 条では、不正競争行為のロングアーム管轄について初めて規定が設けられ、具体的な内容は以下の通りである。

- 訴えられた不正競争行為が中華人民共和国の領域外で発生したが、侵害結果が中華人民共和国の領域内で発生し、当事者が当該侵害結果の発生地である人民法院の管轄を主張した場合、人民法院は支持すべきである。

而“2025 反法”则从更高的法律层级对于反不正当竞争法的域外适用进行了明确，为中国监管机构调查和处罚境外主体所实施的扰乱中国境内市场竞争秩序的行为（当然包括“商业贿赂”的行为）提供了明确的依据。

上述修订内容，可以说对跨国企业的全球合规体系提出了更高要求，跨国企业需重新评估境外激励政策等对境内业务可能带来的法律风险，在设计总部与中国子公司之间的价格、分销、推广安排时，应避免出现以优惠、补贴、返利、奖励等名义在境外达成，但实质上可能对中国市场造成排他性竞争或变相贿赂效果的安排；此外，还建议应确保境外员工对中国反不正当竞争规则的充分理解，对涉及中国业务的海外团队进行《反不正当竞争法》基础培训。

综上所述，有关商业贿赂的法律规制，正处于持续演进过程中，无论是处罚机制的优化升级，还是责任链条的延伸拓展，均对企业的合规体系提出了更高要求。建议企业及时梳理内部流程，完善反舞弊管理机制，及时关注最新执法动态，强化对关键人员的法治教育和行为约束，在新法框架下实现更稳健的合规运营。

（作者：里兆律师事务所 丁志龙、谭腾）

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释（二）》](#)
- [反不正当竞争法（修订）](#)

「2025 年竞争法」は、より高い法律の次元から不正競争防止法の国外適用について明確にしておき、中国の監督管理機構が国外の主体が実施した中国国内市場の競争秩序を乱す行為（当然ながら「商業賄賂」行為を含む）を調査し処罰するうえでの明確な根拠を提供したことになる。

上記の改正内容は、多国籍企業のグローバルコンプライアンス体制に対し、より高い要求を行っていると言え、多国籍企業は国外のインセンティブ政策などが国内業務にもたらす可能性のある法的リスクを見直し、本部と中国子会社との間での価格、販売、宣伝の手配を設計する際には、割引、補助金、リベート、奨励などの名目で国外で取り交わすが実際には中国市場に排他的競争又は実質的な賄賂の効果をもたらす可能性のある手配を行うことは避けなければならない。また、国外の従業員が中国の不正競争防止規則を十分に理解できるよう確保し、中国業務に関わる国外チームに対し「不正競争防止法」の基礎研修を行っておくとよい。

以上から、商業賄賂に関する法律規制は、継続的な発展の過程にあり、処罰メカニズムの最適化とグレードアップにおいても、責任チェーンの拡張においても、いずれも企業のコンプライアンス体制に対しより高い要求を行っている。企業は内部プロセスを速やかに整理し、不正禁止管理メカニズムを整備し、最新の法執行の動きを適時に注目し、キーマンに対する法教育と行為制約を強化し、新法の枠組みの下でのより堅実なコンプライアンス運営を実現していくのがよい。

（作者：里兆法律事務所 丁志龍、譚騰）

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [「労働争議案件の審理における法適用に関する最高人民法院による解釈（二）」](#)
- [不正競争防止法（改正）](#)